

我孫子市消防法令適合通知書交付等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旅館・ホテル営業、興行場、公衆浴場、住宅宿泊事業に関する法令等により、許可、登録、承認若しくは認定又は届出（以下「許可申請」という。）をしようとする者が、必要な書類を提出する際に添付する消防法令に適合している旨の通知書（以下「適合通知書」という。）及び旅行関係者からの照会に対する回答書に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(適合通知書の交付申請)

第2条 適合通知書の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じて、消防法令適合通知書交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）により、我孫子市消防長（以下「消防長」という。）に申請するものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可に係るもの
- (2) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出に係るもの
- (3) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録に係るもの
- (4) 国際観光ホテル整備法第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出に係るもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可に係るもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出に係るもの

- (7) 興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項の規定による営業の許可に係るもの
- (8) 興行場法施行条例（昭和59年千葉県条例第19号）第3条の規定による施設又は設備の変更の届出
- (9) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定による営業の許可に係るもの
- (10) 公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第2条の規定による施設又は変更の届出に係るもの

- (11) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出に係るもの

- (12) 住宅宿泊事業法第3条第4項の規定による変更の届出に係るもの
- 2 申請者は、防火対象物又はその部分（以下「防火対象物等」という。）の管理について権原を有するものとする。
- 3 申請に必要な添付資料については、別紙に定めるものとする。

（交付申請書の受付）

第3条 消防長は、前条の申請がなされた場合において、交付申請書の記載内容及び添付資料等を確認し、不備がないと認めるときは、我孫子市消防本部及び消防署文書管理規程（昭和63年3月18日我孫子市消防本部訓令第1号）（以下「文書管理規程」という。）の規定に準じて処理するものとする。

（審査項目）

第4条 第2条の申請があった防火対象物等の消防法令適合状況の審査項目は、別表に定めるものとする。

（審査）

第5条 消防長は、前条の規定に基づき、書類審査及び立入検査により審査するものとする。ただし、書類審査により審査項目に適合するものであると認められるときは、立入検査を省略することができるものとする。

（適合通知書等の交付）

第6条 消防長は、第2条各号の規定に係る許可申請について、消防法令に適合していると認められる場合は、消防法令適合通知書（様式第2号）を、消防法令に適合していないと認められる場合は、消防法令不適合通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定による各通知書は、文書管理規程に規定する一般文書の記号を付して申請者に交付するものとする。

（消防法令等適合状況に関する照会及び回答）

第7条 消防長は、旅館・ホテルの消防法令等適合状況に関する照会書（様式第4号）により旅行関係者から照会があった場合は、旅行関係者からの照会に対する回答書（様式第5号）により回答するものとする。

2 前項に規定する届出の受付は、第3条の規定に準じて処理するものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

申請に必要な資料

1 添付書類

(1) 営業の許可、登録及び変更の届出に係る申請書の写し
(保健所に届け出る申請書の写し)

(2) 建築図面・・・案内図、配置図、平面図、立面図

※ただし、防火対象物使用開始届等の消防法令に基づく他の届出書類にて、別表の審査項目について確認ができる場合は省略も可とする。

2 消防法令について

(1) 防火対象物使用開始届

(2) 消防用設備等

(3) 我孫子市火災予防条例による設備

(炉、かまど、ボイラー、給湯、サウナ発電、変電、ネオン管、少量危険物等)

(4) 危険物施設がある場合は完成検査済証の写しを添付すること。

(5) 防火管理者、消防計画の届出を完了すること。

(6) その他防火管理に関する事項

(旅館業、興行場の場合は防火対象物定期点検報告、訓練等の届出)

別表（第4条関係）

審査項目	
1	防火管理等
	(1)防火対象物の点検及び報告
	(2)防火管理者等の届出
	(3)自衛消防組織の届出
	(4)防火管理に係る消防計画
	(5)統括防火管理者等の届出
	(6)防火・避難施設等
	(7)防炎対象物品の使用
	(8)圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	(9)火気使用設備・器具
	(10)少量危険物・指定可燃物
	(11)避難経路図の掲示
	(12)(1)から(11)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に關し市町村長が定める基準を満たしていること。
2	防災管理等
	(1)防災管理対象物の点検及び報告
	(2)防災管理者等の届出
	(3)防災管理に係る消防計画
	(4)統括防災管理者等の届出
3	消防用設備等
	(1)消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等
	(2)消防用設備等の点検報告
4	その他
	火災予防上必要な事項